エコクリーンプラザみやざき浸出水処理水貯留槽改造工事

特 記 仕 様 書

財団法人　宮崎県環境整備公社

第１条　本特記仕様書は「エコクリーンプラザみやざき浸出水処理水貯留槽改造工事」に適用する。

第２条　適用範囲について

１ この特記仕様書は宮崎県土木工事共通仕様書（平成14年７月）以下（「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２ この工事の実施に当たっての一般的事項は、「共通仕様書」並びに「土木工事施工管理基準及び規格値」（平成１４年７月）によるものとする。

３ 本工事における防食工、左官工、防水工については、財団法人下水道新技術推進機構及び国土交通省都市・地域整備局下水道部が発行する「下水道土木工事共通仕様書（案）」（平成１４年７月）第２章処理場・ポンプ場第８節本体築造工によるものとする。

４ 請負者は、施工にあたっては関係法令を遵守した工事の計画・施工に努めなければならない。

第３条　提出書類について

請負者は、下記の図書を提出しなければならない。

１） 工事工程表
２） 現場代理人通知
３） 一部下請通知書
４） 施工計画書
５） 打合せ議事録
６） 工事日報・週報
７） 承諾申請図
８） 完成図書（機器図・竣工図・取扱説明書・試験成績書・報告書等）
９） 工事写真(電子データを含む)
10） その他監督員が指示するもの

第４条　レディーミクストコンクリートの配合等に関する提出資料について

土木工事共通仕様書の第１編第５章第３節５－３－２「レディーミクストコンクリート」第２項における「製造会社の材料試験結果」及び「配合の決定に関する確認資料」は次のものとする。

① 材料試験結果：セメント、骨材、錬り混ぜ水、混和材料の試験成績書
② 配合決定確認資料：配合報告書、配合計算書

ただし、コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場のコンクリートを使用する場合には、「合格証の写し」と「配合報告書」のみの提出とすることができる。

第５条　レディーミクストコンクリートの品質管理試験について

「土木工事施工管理基準及び規格値」の中で、セメント・コンクリートの施工時の品質管理試験として規定される「塩化物総量規制」、「スランプ試験」、「コンクリート圧縮強度試験」、「空気量測定」及び「コンクリート曲げ強度試験」に関して、小規模工種においてレディーミクストコンクリートを使用する場合の取り扱いを次のとおりとする。

① 小規模工種（１工種あたりの総使用量が５０㎥未満）のうち、重要構造物以外でかつ１日の打設量が１０㎥未満の場合は、試験を省略しコンクリート工場（ＪＩＳ表示認可工場）の品質証明書の提出に替えることができるものとする。ただし、監督員の指示があった場合はこの限りではない。

なお、重要構造物とは、Ｈ＝５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、Ｈ＝３m以上の無筋コンクリート擁壁、内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及びＨ＝３m以上の堰・水門・樋門とする。

② ①以外の小規模工種の場合は、１工種１回以上の試験を行うものとする。

第６条　「工事カルテ」作成及び登録について

請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出しなければならない。

ただし、登録については、５００万円以上２，５００万円未満の工事においては受注時のみとし、２，５００万円以上の工事においては、受注時、変更時、完成時に行うものとし、受注時は契約後１０日以内（※）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内（※）に登録機関に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日（※）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（※）「１０日」には、土曜日、日曜日、祝日等の「宮崎県の休日を定める条例第２条に規定する休日」は含まない。

第７条　排出ガス対策型建設機械の使用について

１　排出ガス対策型機械の使用

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号最終改正平成９年１０月３日建設省経機発第１２６号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設 機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下 「排出ガス対策型機械等」という）を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

２　排出ガス対策型機械を調達することができない場合

下表に示す建設機械について排出ガス対策型機械等を調達できない場合は、宮崎土木事務所管内の建設機械リース業者のうち、２業者（リース業者が管内に２業者ない場合は、隣接土木事務所管内の建設機械リース業者も含めて２業者）以上において、排出ガス対策型機械等の在庫がないことを証明する書類を提出すること。

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ　・ブルドーザ ・ホイルローダ｛トラクタショベル（車輪式）｝ ・発動発電機（可搬式）　・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラー、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン｛ホイールクレーン｝	ディーゼルエンジンを搭載した建設機械に限る。 出力７．５ｋｗ以上２６０ｋｗ以下のディーゼルエンジンを搭載したもの。

※｛ ｝書きは土木工事標準歩掛(平成１５年７月)までの呼称。

第８条　低騒音型建設機械の使用について

本工事において掘削作業を行う場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成９年建設省告示第１５３６号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督員と協議の上、必要書類を提出するものとする。

また、低騒音型建設機械の使用に際し、施工現場において使用する建設機械の写真を撮影し、監督員に提出するものとする。

第９条　工事標示板の表示内容等

１　工事標示板の表示内容は、以下①～⑦のとおりとする。

① 工事の種別

主たる工事種別を記載するものとする。

② 工事の名称等

別 表第１及び別表第２に基づき簡素化したものを記載するものとする。

③ 工事の場所

大 字及び番地は除き、記載するものとする。

④ 工事の期間

原 則として、契約書に記載の工期を記載するものとする。

⑤ 工事の施工者

商 号又は名称、電話番号（市外局番を含む。以下同じ。）を記載するものとする。

⑥ 工事の請負代金額

請負代金は、当初請負代金額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載するものとするが、表示金額は万円単位とし、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、請負代金額の変更があっても表示の変更は行わない。

⑦ 工事の発注者

課名、担当係名及び電話番号を記載するものとする。

２　工事標示板に記載する絵等は次の内容とする。ただし、デザイン等具体的な掲載に当たっては、建設工事のイメージアップにつながり、いやしくも工事表示板としての目的を失することのないよう留意するものとする。

ア 地域の名所、特産品、名物、風景等

イ 主要施策に関する内容

ウ 主催する行事等に関する内容

３　標示板や文字等の大きさについては、絵等を掲載する場合は標準記載例１によるものとし、それ以外は標準記載例２によるものとする。ただし、これにより難い場合には監督員との協議により変更できるものとする。

第１０条　ダンプトラック等による過積載等の防止

１　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

２　過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

３　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

４　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。

５　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

６　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

７　以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第 11条　　そ の 他

1　工事発注後、請負者は毎週、進捗及び次週の計画等を監督員と打合せること。
2　産業廃棄物（アスファルト・コンクリート等）の処分については、計画書を提出し、監督員と協議すること。
3　工事計画書及び工事内容に疑義を生じた場合は必ず、監督員と打合せを行うこと。

建設工事等に伴って生じる廃棄物の処理に関する特記仕様書

１．総　則

この特記仕様書は、建設工事に施工に伴って発生する建設副産物の適正な処理及び建設工事における再生資源の利用を促進するため、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針第３の規定（宮崎県土木部長通知、平成12年４月３日）に基づき、請負者が履行しなければならない仕様を示すものであり、一般事項は、宮崎県土木工事共通仕様書によらなければならない。

２．請負者の責務

①　請負者（排出事業者）は、本工事に伴って生じる全ての建設廃材等を自らの責任において適正に処理しなければならない。

②　請負者は、発注者、下請業者、処理業者との協力体制を整備し、その円滑な運営を図らなければならない。

①　請業者は廃棄物処理業者（運搬業・処理業）とで（委託契約）を結ばなければならない。

もし、委託契約を結ばなかった場合において、廃棄物処理業者が適切な廃棄物の処分をしなかったときは、委託基準違反として、元請け業者にも責任が及ぶ。この委託契約は、監督員への提出は不要である。

（注意）　請業者が直接、再生資源化施設あるいは、最終処分場へ運搬する場合は、その請業者は産廃業者としての許可を受けていなくても、運搬ができる。他の業者に委託をする場合は、産廃の運搬業者として許可を受けた者にしか委託できない。

工事を下請けにだしている場合は、下請け業者が産廃の運搬業者として許可を受けていなければ、その下請け業者は直接運搬することはできない。

３．処理方法

本工事から発生する建設廃材等は、最短の再資源化施設へ搬出するものとする。

４．処理計画

①　工事実施に先立ち、建設廃材等の処理方法等について記載した処理計画書を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

②　建設廃材の処理計画の内容について現場担当者の教育を十分に行うとともに、下請け業者にも周知徹底するよう指導しなければならない。

５．処理の委託

建設廃材等の処理を委託する場合は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことができる者に委託し、収集・運搬業者及び処分業者と個別に委託契約を締結しなければならない。

６、委託の実施

①　建設廃材等の委託の実施にあたっては、処理計画に基づいた適正な処理が行われるよう、適切な措置を講じなければならない。

②　請負者は運搬車両ごとにマニフェスト（積荷目録）を発行し、産業廃棄物の種類、性状、処分方法、処分先、及び取扱い上の注意すべき事項等を収集・運搬業者及び処分業者に対し明確に指示し、監督しなければならない。

③ 処分業者の処分についてはマニフェストにより確認するとともに、現地調査等において確認しなければならない。

７、処理結果の報告

①　建設廃材等の処理が終了したときは、処理数量及び処理状況の確認できる資料（マニフェスト伝票のA・Ｂ２・Ｄ・E票の写し及び積込・運搬・搬入・処分状況の判る写真等）を提出しなければならない。なお、写真は運搬車の車両番号が確認できるものでなければならない。

②　建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領に基づく再資源利用［促進］計画書（実施書）の提出については、原則として、「建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）入力システム」により入力したデータフロッピーディスク及び同システムより出力した同計画書（実施書）を提出しなければならない。

８．その他

土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書並びに設計図書に記載のない事項については、建設廃棄物処理ガイドラインによるほか、関係法令等を遵守しなければならない。

８．その他

土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書並びに設計図書に記載のない事項については、建設廃棄物処理ガイドラインによるほか、関係法令等を遵守しなければならない。

工事施工にあたっての注意事項

１．工事施工について

①　工事は、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準及び規格書」、及びその他の設計図書に従い施工すること。

②　これらの図書等は、現場事務所に常置すること。

③　施工については、事前に施工計画書を提出し、承認を得ること。

④　工事着手前に工事について、地元関係者の理解を得ること。

⑤　工事期間中、周辺住民の方々からの苦情、または、意見等があったときは、ただちに監督員に報告するなど速やかに対応すること。

⑥ 工事中の騒音、振動、粉塵の発生防止に努めること。

２．　工事現場管理について

①　工事用車両が道路を損傷しないよう注意すること。

②　運搬車両の許容積載量等を遵守し、交通安全の確保を図ること。

③　現場代理人は、所在を常時、明確にしておくこと。

④　工事用看板等の設置については、「土木工事共通仕様書」等に基づき、わかりやすい表示を行うこと。また、ガードレール、道路標識、カーブミラー、街路樹等に設置せず、自立させること。なお、設置位置については監督員と十分協議すること。

３．工事現場の安全管理について

①　工事期間中、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、工事の安全に留意し、現場管理を行うこと。

②　現場代理人は、工事現場の安全管理について、細心の注意を払うとともに、すべての現場作業従事者に対し、安全教育等の指導を徹底すること。

③　工事場所は、稼働中の焼却溶融施設というプラント内の地階であり、多数の運転中のコンベア類や、焼却炉・溶融炉等の高温・高圧の機器、高圧蒸気配管、高圧電流の流れる設備周辺での作業となる。このため、資材の搬入や工事施工に際しては、稼働中の機器を破損するなどして、ごみ処理に影響を与えることがないように十分に注意をすること。

※　「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準及び規格書」は最新版で施工すること。